

## 未成年口座説明書

この説明書を十分ご理解いただいたうえ、未成年口座の口座開設・取引を行ってください。

### ■ SBI証券の未成年口座とは

- ・満18歳未満で未婚の方が対象の取引口座です。
- ・未成年者が満15歳未満の場合は、親権者又は未成年後見人（※以降、特に記載の無い場合は、「親権者」との記載は、「親権者又は未成年後見人」を意味するものとします）が取引主体（未成年口座の発注等を実際に行う方）として、未成年者本人に代わり、未成年者の財産を管理することを目的として、口座開設並びにお取引いただけます。  
※親権者は原則「父母」となります。親権者がいらっしゃらない場合は、未成年後見人でも可能です。
- ・未成年者が満15歳以上の場合は、取引主体を未成年者本人もしくは親権者いずれかのご選択が可能です。
- ・未成年口座名義人が18歳を迎えられた場合および婚姻された場合は、一般口座へ移行されます。18歳未満で婚姻された場合は、速やかに当社カスタマーサービスセンターへお申し出ください。
- ・未成年口座では、一部の商品・サービスがご利用いただけません。詳細は当社ウェブサイトにてご確認ください。

### <未成年口座開設基準>

以下の要件を満たしている方は未成年口座の開設が可能です。

#### ①満18歳未満であること

※未成年口座のお手続きには期間を要することから、未成年者が満18歳となるお誕生日の14日前（当社書類受付日）からのお手続きは承れない場合があります。未成年者が成人された後、ご自身により一般口座をお申込みください。なお、未成年口座開設手続き中に、満18歳になられた場合は、一般口座を開設いたします。

#### ②未婚であること

※18歳未満で既婚のお客様は、一般口座の開設・お取引を受け付けいたします。当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

（0120-104-214、年末年始を除く平日8:00～17:00）

#### ③親権者のいずれか一方、又は未成年後見人が当社インターネット取引口座を開設されていること

※未成年口座開設お申し込み時に親権者が当社インターネット取引口座を開設されていない場合は、親権者の口座開設が完了してから未成年口座の開設をお申し込みく

ださい。

- ④親権者1名又は未成年後見人が書面（署名・捺印が必要です。）または電磁的方法により「未成年口座開設及び取引に関する同意書（取引主体を未成年者とする未成年口座）」もしくは「未成年口座開設及び取引に関する申込書（取引主体を親権者（又は未成年後見人）とする未成年口座）」をご提出いただけること
- ⑤親権者と未成年口座名義人の続柄を確認できる証明書類をご提出いただけること
- ⑥親権者が未成年口座にログインすることで、常に未成年口座の取引状況等を管理・把握いただけること
- ⑦口座開設される未成年の方、ならびに親権者の方が日本在住であること

#### ■未成年口座開設お申し込みの際にご用意いただくもの

##### ①親権者の方の印鑑

※「未成年口座開設、および取引に関する同意書」または「未成年口座開設及び取引に関する申込書」にご捺印いただきます。（認印可）

##### ②振込先金融機関口座

※必ず未成年者ご本人名義の金融機関口座をご指定ください。

##### ③未成年者と親権者の続柄確認書類および未成年者の本人確認書類

・詳細は、当社ウェブサイト、「続柄確認書類および本人確認書類」をご確認ください。

#### ■未成年口座の開設方法

※未成年口座開設のお申し込みは、当社インターネット取引口座を開設されている親権者ご本人が必ずお手続きください。

①当社ウェブサイトより親権者のインターネット取引口座にログインのうえ、「未成年口座開設」画面へお進みください。

②取引主体をご選択ください。

※未成年者が満15歳未満の場合は、取引主体を未成年者とすることはできません。

③必要事項をご入力の上、口座開設をお申し込みください。親権者と未成年者の世帯状況等により、インターネットで本人確認書類を提出できる場合があります。その場合、画面に沿ってお手続きください。

④郵送でのお手続きの場合、ご入力いただいたご住所に口座開設申込書類（「証券総合サービス申込書」または「本人確認届出書」のいずれか）を郵送致します。必要事項をご記入・ご捺印の上、本人確認書類および親権者と未成年者の続柄を確認できる証明書類を添え、同封の返信用封筒にてご返送ください。

※取引主体が未成年者の場合、口座開設申込書類は未成年者ご本人がご記入ください。

※取引主体を未成年者とする場合は「未成年口座開設及び取引に関する同意書」を、取引主体を親権者とする場合は「未成年口座開設及び取引に関する申込書」をご提出く

ださい。

⑤●「取引主体が親権者の場合」

親権者宛に未成年口座の「口座番号」・「パスワード」・「取引パスワード」等が記載された「口座開設手続き完了のご案内」を、未成年者宛に「未成年口座開設完了のご案内」を、それぞれ簡易書留郵便（転送不可）にて郵送いたします。それぞれのご案内をお受け取りいただくと、お取引可能となります。

●「取引主体が未成年者の場合」

未成年者宛に未成年口座の「口座番号」・「パスワード」・「取引パスワード」等が記載された「口座開設手続き完了のご案内」を、簡易書留郵便（転送不可）にて郵送いたします。

### ■未成年口座取引可能商品

未成年口座は一部の商品・サービスがご利用いただけません。詳細は当社ウェブサイトにてご確認ください。

### ■各種お手続きに関して

未成年口座に関して、変更事項が発生した場合は、下記注意事項をご確認のうえ、速やかにお手続きいただきますようお願い致します。

①「取引主体の変更をされる場合」

未成年者が満 15 歳以上の場合は、取引主体の変更が可能です。取引主体の変更をご希望の際は、ご登録親権者がカスタマーサービスセンターまでお申し出ください。当社から必要書類を郵送致しますので、署名・捺印のうえご返送ください。新たに取引主体となられた方宛に新しいパスワードをご連絡いたします。

※お手続き期間中は、未成年口座のお取引が出来なくなりますので、予めご了承ください。

②「親権者の変更が発生した場合」

親権者にご変更があった場合は速やかにカスタマーサービスセンターまでお申し出ください。当社から必要書類を郵送致しますので、署名・捺印のうえ続柄確認書類を添付し、ご返送ください。新たに取引主体となられた方宛に新しいパスワードをご連絡いたします。

※お手続き期間中は、未成年口座のお取引が出来なくなりますので、予めご了承ください。

③「未成年口座名義人が婚姻された場合」

未成年口座名義人が婚姻された場合は速やかにカスタマーサービスセンターまでお申し出ください。当社から必要書類を郵送致しますので、必要事項にご記入・ご捺印のうえ、婚姻を確認できる証明書類を添付し、ご返送ください。口座名義人宛に一般口座の

新しいパスワードをご連絡いたします。

※お手続き完了後は、一般口座にてお取引いただくこととなります。

※お手続き期間中は、未成年口座のお取引が出来なくなりますので、予めご了承ください。

④「未成年口座の登録情報（住所等）に変更が発生した場合」

当社ウェブサイトにて速やかに変更のお手続きをお願い致します。

## 未成年口座に関するご注意事項

- ・ 口座開設申込書類等に個人情報をご記入いただく際は、「お客様の個人情報の利用目的」を未成年者、親権者各自でご確認ください。
  - ・ 未成年口座に関する各種お手続き・お問い合わせは、取引主体（未成年口座の発注等を実際に行う方）もしくは当社に口座をお持ちのご登録親権者のみ可能です。
  - ・ 未成年口座に関する当社からの各種ご連絡は、取引主体宛にご連絡いたします。但し、発行体からの各種郵送物等は、取引主体に関わらず、口座名義人宛となります。
  - ・ 親権者のご登録内容（住所・ご勤務先等）に変更が生じた際は、速やかに変更手続きをさせていただきますようお願いいたします。親権者のご登録内容変更のお手続きをされていない事が判明した場合は、親権者口座・未成年口座のお取引を停止させていただく場合がございますので、ご注意ください。
- また、親権者のご登録内容の変更に伴い、未成年口座のご登録内容に変更が発生する場合は、未成年口座の変更手続きもお忘れなきようお願い致します。
- ・ 親権者にご変更があった場合、未成年者が婚姻された場合等は、速やかに当社カスタマーサービスセンターまでお申し出のうえ、必要なお手続きをお願い致します。お手続き期間中は、未成年口座のお取引が出来なくなりますので予めご了承ください。
  - ・ 未成年者が満 18 歳を迎えられた際には、未成年口座のパスワード等をリセットさせていただき、一般口座の新しいパスワードを口座名義人宛に郵送にてご連絡いたします。満 18 歳の誕生日の前営業日取引時間終了後から新しいパスワードがお客様のお手元に届くまでの期間は、未成年口座のお取引が出来なくなりますので予めご了承ください。
  - ・ 未成年者が満 18 歳を迎えられた際は、親権者（又は未成年後見人）の親権および代理権は消失いたします。親権者（又は未成年後見人）は以降、未成年口座でのお取引等を一切されませんようお願いいたします。
  - ・ 当社では、親権者の口座間および親権者と未成年者の口座間での現金等の振替等は一切行いません。
  - ・ 借名取引（他人の名義を借りて行う売買のこと）、仮装売買（特定の株式等の売買状況に関し、第三者に誤解を生じさせる目的をもって、同一人物が、同時期に、同価格で、売り

と買いの注文を行う権利の移転を目的としない売買のこと)、馴合売買(売主と買主が共謀して第三者に誤解を生じさせる目的をもって、同時期に、同価格で、売りと買いの注文を行う権利の移転を目的としない売買のこと)等は金融商品取引法にて禁じられております。

以上